

平成26年度第1回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成26年7月4日（金）午後2時開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 地下1階 2号会議室

## 1. 開 会

○事務局（浅野地域振興部長） 皆さん、こんにちは。よろしくお願いいたします。

本日は、月初めの何かとお忙しい中、そしてまた、大変お暑い中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、平成26年度第1回目の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、札幌市市民まちづくり局地域振興部長の浅野でございます。どうかよろしくお願いいたします。

以下、恐縮ですが、座って進行させていただきます。

初めに、委員の交代についてお知らせをいたします。K委員にかわりまして、今回からJ委員が就任されました。

J委員におかれましては、ぜひ、忌憚のないご発言、ご意見をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、開会に当たりまして、札幌市市民まちづくり局の池田局長より、ご挨拶を申し上げます。

○池田市民まちづくり局長 皆様、こんにちは。札幌市市民まちづくり局長の池田と申し上げます。

本日の審議会のご参加、まことにありがとうございます。委員の皆様には、日ごろより、安全で安心なまちづくりの推進のために本当にご尽力を賜っておりますこと、厚くお礼を申し上げます。

札幌市では、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進のために、平成22年に基本計画を策定いたしまして、計画的にいろいろな取り組みを進めているところでございます。その計画も4年を経過し、見直しの時期ということで、本年の3月に開催いたしましたこの審議会におきまして、どういった方向性で見直しをしていったらいいかということについてご意見を賜ったところでございます。

そして、本日はこの基本計画の見直しについて本格的に審議をしていただきたいということで、札幌市長よりの諮問をさせていただきたいと存じます。ことしの秋までに3回ぐらい会議を開催いたしまして、市長まで答申をいただきたいと考えてございます。

本日は、初回になりますので、札幌市内の犯罪情勢や市民意識調査の結果など、検討の材料になるような資料等についてご説明をさせていただいた上で、主な見直しの事項についてご審議をいただきたいというふうに考えてございます。

札幌市内の一般刑法犯の認知件数は年々減少傾向にはございますけれども、ことしに入りまして、東札幌の小学生の連れ去り事件とか、北区のガスボンベの爆破事件、あるいは厚別区の女性の殺人事件と、全国的にも取り上げられるような事件が発生しております。

市民の皆様の不安感もちょっと高まっているのではないかと思います。

委員の皆様には、それぞれのご経験をもとに、ぜひ忌憚のないご意見を賜りまして、よりよい基本計画づくりにご協力をお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（浅野地域振興部長） 局長、ありがとうございました。

次に、若干のお時間をいただきまして、事務局から留意事項の説明をさせていただきます。

○事務局（押見区政課長） 皆さん、お疲れ様でございます。

事務局を担当してさせていただいております地域振興部区政課長の押見と申します。いろいろとお世話になりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

では、最初に、お手元の資料についてご確認をさせていただきたいと思ひます。

本日の資料は、委員名簿、座席表をまずお配りさせていただきました。それ以外に、本日の次第、それから、資料1、札幌市内の犯罪情勢概要版、資料2-1、A3判の平成25年度犯罪のない安全で安心なまちづくりに係る市民アンケート結果概要版でございます。それから、同じくA3判の資料2-2、平成25年度犯罪のない安全で安心なまちづくりにかかる地域防犯団体アンケートの結果概要版となっております。続きまして、資料3、こちらはA4判になってございますけれども、「女性のための性暴力被害相談事業」についてというものでございます。資料4は、A3判になりますけれども、国・北海道・札幌市における計画等というものでございます。続きまして、A4判の資料5は、「世界一安全な日本」創造戦略における個別戦略（抜粋）という資料でございます。それから資料6、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に係わる見直しの考え方について（案）という資料でございます。それから、資料7、基本計画見直しに係わるスケジュール案という資料でございます。最後になりますけれども、資料8、基本計画における課題・検討内容及び見直しの方向性という資料でございます。そのほかに、ことし3月の審議会において、既にお配りしている資料を改めて参考までに配付をさせていただいております。

以上が資料になりますけれども、皆様、おそろいでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは次に、本審議会は、前回と同じく公開ということになってございまして、議事録の作成、広報等に利用するため、会議内容の録音と会場の撮影をさせていただくことになってございますので、あらかじめご了承いただければと思ひます。

なお、本日の会議につきましては、善養寺委員が所用により欠席となっておりますことをご報告させていただきます。

留意点につきましては以上になります。

### 3. 札幌市より諮問

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、次第に沿って進めてまいります。

前回、審議会では、基本計画の見直しを行うことにつきまして提案をさせていただき、委員の皆様からご了解をいただいたところであります。そのことを受けまして、本日は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第13条の規定に基づきまして、札幌市から審議会に対しまして、基本計画の見直しに向けたご議論をいただくための諮問をさせていただきます。

池田局長、よろしくお願いいたします。

○池田市民まちづくり局長 市長に代わりまして、諮問書を読み上げさせていただきます。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会会長千葉卓様。

札幌市長上田文雄。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第13条第2項第1号に基づき、本市の犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進及び犯罪被害者等に対する支援に関する下記の事項について諮問をいたします。

一つ、諮問事項。

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画の見直しについて。

その諮問理由でございます。

札幌市では、犯罪の未然防止と犯罪被害者等への適切な支援を目的とした札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例に基づき、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画を平成22年3月に策定しております。この計画では、おおむね4年を目安として、中長期的な考察を実施し、見直しの検討を行うこととしておりますが、計画の見直しに当たりましては、計画策定後の犯罪状況や新たに見出された課題を踏まえた上で、見直しの方向性を定めることが必要であると考えております。

つきましては、これらの基本計画の見直しにつきまして、さまざまな見地からのご意見、ご議論をいただきたく、ここに諮問いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

〔諮問書の手交〕

○事務局（浅野地域振興部長） 池田局長は、あいにく、他の公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

〔池田市民まちづくり局は退席〕

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を千葉会長にお願いしたいと存じます。

千葉会長、どうぞよろしくお願いいたします。

#### 4. 議 事

○千葉会長 それでは、これからしばらくの間、私が進行役を務めさせていただきます。皆様、どうかよろしくお願いいたします。

なお、私の都合ということもありますけれども、きょうの会議は、遅くとも4時まで

は終了したいと思いますので、皆様方、ご協力をよろしくお願いいたします。

ずっと私とつき合ってくださいている委員の方はご存じかと思いますが、今、私は眼鏡をしておりません。家に老眼鏡を忘れてまいりましたため、いろいろなものが見えづらくなっています、その結果、皆様になんらかの不都合を与えてしまうかもしれませんが、どうかご容赦いただきたいと思います。

もう一つ、皆様方にお願ひがあります。この部屋のことです。この部屋は、皆様方の声を拾いづらく、録音がしづらいと伺っています。そういったことから、皆様方のご発言される際には、マイクを必ず使っていただきたいと思います。この点は事務局のほうで話してくれるはずだったのですが、どうやら忘れたようなので、私からあえて申し上げさせていただきます。

さらに加えますと、きょうは冷房が結構きいております。そういった意味で、皆様方、もし寒いというようなことがありましたら、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思ひます。

ということで、私から何点か話させていただきましたけれども、ただいまから、私の司会のもとに議事を進めていきまして、皆様方に発言をしていただきたいと思ひます。

まず最初に、次第3についてですが、(1)札幌市内の犯罪情勢、(2)市民アンケートの結果、(3)犯罪被害者支援の状況、(4)国における「世界一安全な日本」創造戦略の概要について、事務局から順に説明をお願いしたいと思ひます。よろしくお願いいたします。

○事務局(加藤主査) 皆さん、お疲れ様です。

地域振興部区政課地域防犯担当の加藤と言ひます。

私からは、(1)の札幌市内の犯罪情勢及び(2)の市民アンケートの結果についてご説明をさせていただきます。

まず最初に、札幌市内の犯罪情勢でございますが、お手元の資料1の札幌市内の犯罪情勢概要版をご参照いただきますよう、お願いいたします。時間の関係上、かいつまんで手短にご説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それではまず、1番目の市内の刑法犯認知件数の推移でございますが、札幌市内の刑法犯認知件数が一番多かったのは、平成13年の4万1,290件です。その後、刑法犯認知件数は毎年減少いたしまして、平成18年には3万件を切る2万9,738件、昨年度、平成25年には2万件を切る1万9,423件と大きく減少しております。認知件数の減少は12年連続でございます、12年前と比べるとマイナス53%、10年をかけて札幌市内の犯罪は半分になったということでございます。

次に、2番目でございますが、市内の罪種別刑法犯認知件数の推移でございますけれども、罪種別刑法犯認知件数というのは、類似性の強い罪種をまとめたものでございまして、六つに分けております。窃盗犯、粗暴犯、知能犯、風俗犯、凶悪犯、その他というふうになっておりまして、それぞれ簡単にご説明させていただきますと、窃盗犯というのはいわ

ゆる泥棒の犯罪です。粗暴犯につきましては、暴行、傷害、脅迫、恐喝になります。知能犯につきましては、詐欺、横領、偽造、背任、風俗犯につきましては、公然わいせつ、強制わいせつ、賭博、凶悪犯は殺人、強盗、強姦、放火、その他というものは、今ご説明した以外のものになりまして、主なものとしましては、公務執行妨害、住居侵入、逮捕監禁、器物損壊、占有離脱物横領になります。

それでは、それぞれの推移を見ていきたいと思いますが、こちらのグラフにつきましては、安全安心条例が制定されましたのが平成21年4月ですので、平成21年から平成25年までの推移を表しております。大きく減少していますのは窃盗犯になりまして、平成21年が1万9,303件だったものが平成25年には1万2,932件まで減少しております。刑法犯認知件数が大きく減少していると言いましたけれども、この減少の要因は窃盗犯が大きく減少したということが挙げられます。それ以外の粗暴犯その他につきましては、増加もしくは横ばいとなっております、刑法犯に占める窃盗の割合が年々減少している現状になります。

3番目の手口別認知件数の推移でございます。

まず、窃盗犯ですが、主なものはほぼ全て大きく減少しているのが現状になります。特に大きく減少したのが車上狙いでありまして、平成21年と平成25年を比べますと、1,800件近く減少しております。マイナス64.5%となっております。それ以外では、自動販売機狙いは、701件あったものが昨年度は72件まで、89.7%減少しているという現状になります。

しかしながら、窃盗以外の犯罪はどうかと言いますと、先ほど言いましたように、大きく増加傾向でありまして、特に、公然わいせつ、路上強制わいせつ、女性が被害になりやすい犯罪は増加している傾向にあります。

続いて、4番目の振り込め詐欺の発生状況ですけれども、隔年ごとに発生する手口につきましてはばらつきがありますけれども、おおむね50件前後でして、平成21年から25年の5年間の被害総額は約3億7,000万円となっております。昨年度は、札幌市内では還付金詐欺が大きく増加したという特徴が挙げられます。

続いて、5番目の子ども等の被害状況の推移ということで、防犯上、配慮を要する子ども、高齢者、女性の被害状況についてまとめたものでございます。ここで言う少年というものにつきましては20歳未満のいわゆる少年法上の少年と理解していただきたいと思えます。女性、少年につきましては、被害者は大きく減少しておりますが、先ほど言いましたように、女性につきましては、強制わいせつ、公然わいせつが増加傾向にあり、ひったくりの被害につきましても、ほぼ女性が被害者となっております、全体的には減少していますけれども、女性特有の犯罪に着目すれば増加している傾向が見えます。

高齢者につきましては、ほぼ横ばいというのが現状になります。

最後に6番目の子どもに係る事案についてですが、ここで言う子どもにつきましては小学生、中学生というふうになります。この調査につきましては、札幌市のいわゆる小学校、

中学校に通う児童に対して過去に被害があったかどうかといったものを調査したのになりますが、この件数につきましてもほぼ横ばいの状態でありまして、被害者数については徐々に徐々にではありますけれども、増加している傾向があります。

事案内容としましては、声かけ行為が最も多く、次いで露出、つきまとい行為というふうが続いております。

犯罪情勢につきましても簡単ではありますが、これで終了したいと思います。

なお、各区別の犯罪情勢もおつくりをしたのですが、卓上配付すると資料が増加いたしますので、必要であれば、この審議会終了後、事務局に申しつけていただければお渡しをしたいと思います。

引き続き、市民アンケートの結果概要の資料2-1についてご説明させていただきます。

こちら、時間の都合上、幾つか抜粋をしてご説明をさせていただきます。

まず、アンケート調査の設計についてご説明をいたしますが、1枚目の右下、調査設計というところをごらんください。このアンケートにつきましては、平成21年、この現基本計画を策定したときのアンケート結果と、今回の見直しに当たりまして新たにアンケートを実施した、その対比表になります。青いグラフが平成21年、赤いグラフが平成25年と、前回実施したものと今回実施したものが対照できるようになっております。

調査対象につきましては、満20歳以上の男女、標本数としましては、平成21年が1,000人、回収数が563、回答率が56.3%でございました。なお、実施期間につきましては平成21年4月25日から5月15日までになります。平成25年につきましては、標本数が1,003人、回収数が544、回答率が54.2%でございまして、実施期間につきましては、平成26年2月1日から2月28日までとなっております。

では、アンケート結果についてご説明をさせていただきますが、1番をごらんください。札幌市が安全で安心なまちかどうかという設問に対しての結果でございますが、そう思う、どちらかと言えばそう思うというふうに答えた市民の割合ですけれども、平成21年は51.4%、25年につきましては52.6%と1.2ポイントわずかに増加しているというような現状になります。

逆にあまりそう思わない、思わないというふうに答えた方、どうしてそう思ったのかというものにつきましては1-2の設問でございますけれども、半数以上の方がニュース等で札幌市内で発生する犯罪を頻繁に見るからということで、マスコミが発表する事件や事案を見て、札幌市は安全ではないと思う方が多いという結果になってございます。

2番目、犯罪に遭うかもしれないと思うと不安に思う犯罪につきましては、一番多いのが空き巣などの住宅への侵入と、続いて車上狙いというふうに、いわゆる身近な犯罪になっております。

平成21年と平成25年を比べて増加したのにつきましては、ひったくりやすり、インターネット等を利用した犯罪、子どもが追いかけられたり連れ去られたりなど、子どもを狙った犯罪となっております。女性や子ども、こういった対象となりやすい方が被害

になりやすい犯罪が不安に思うと答えた方が増加したと言えます。

3番目、犯罪に遭うかもしれないと不安に思う場所につきましては、圧倒的に路上で犯罪に遭うかもしれないと思っている市民が多いということになります。前回の調査と比べまして増加したのは、駐車場で発生する被害ということになってございます。

続いて、4-1でございますけれども、地域や身の回りで起きている犯罪の認知経路、いわゆる自分の身の回りで起きている犯罪の情報をどこから仕入れるかということですが、一番多いのがテレビ、ラジオ、新聞でして、前回の調査よりも7ポイントほど増加しております。逆に、町内会からの情報、隣近所の住民からの情報といった地域からの情報は大きく減少しております。また、札幌市からの情報でございますが、平成21年は13.1%あったものが、平成25年は7.3%と半分近く減少している状況になります。

2ページ目をごらんください。

6番目の防犯対策に対する市民意識、取り組みという設問になります。市民の中で、防犯対策に関して意識を持って欠かさずに取り組んでいる、もしくはある程度取り組んでいる市民が89.3%ということで、ほぼ全ての市民が防犯対策に対する意識は持たれている現状にあります。しかしながら、7番目の防犯グッズの活用というところでは、本年度の調査では34.9%ということで、意識は高いものの、防犯グッズの活用というところまでは至っていないのが現状です。

最後の10番目は、安全・安心なまちを実現するために札幌市に期待することはという設問でございます。一番多いのは、見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など、犯罪防止に配慮した環境の整備で、これが83.6%です。前回調査とほぼ同じですけれども、市民は、札幌市に対してこういった環境整備に一番多くの期待を寄せていることがわかったところでございます。

また、前回よりもふえたものとしましては、子どもや高齢者など配慮を要する人の安全対策、また、市民、事業者、市などの各主体の連携促進というところで、市民や事業者、市といった行政機関との連携を促進してほしいというところでは、

市民アンケートの結果についてのご説明は以上ですが、資料2-2の防犯団体に対するアンケート結果につきましては、時間の都合上、割愛をさせていただきますので、お時間のあるときにごらんになっていただきたいと思います。

以上で説明を終わらせていただきます。

○事務局（廣川調整担当係長） 犯罪被害者支援を担当しております男女共同参画課の廣川でございます。

私から、札幌市の犯罪被害者等支援施策についてご報告いたします。

当課では、犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例第12条及び犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画、基本方針2、基本施策4に基づき、犯罪被害に遭われた市民が再び平穏な生活を営むことができるよう、その権利、利益の保護及び回復に向けての支援を行っており、犯罪被害者等の支援の総合窓口を開設しております。



それでは、お手元の資料3をごらんください。

前回、ことし3月の報告後の修正点についてのみご説明いたします。女性のための性暴力被害相談事業についてですが、性暴力被害者支援センター北海道、通称SACRACHは、平成24年10月1日、北海道と札幌市が共同で設置いたしました。性暴力、性犯罪の被害に遭った女性と女兒を対象に、医療機関と連携し、総合的な支援を行っております。

相談概要の内訳は、平成24年度の開設からの半年間と、平成25年度の1年間の件数を記載してございます。相談の開設日数が平成25年度は平成24年度の約2倍となっております。相談件数につきましても比例しておおむね2倍強の数値となっております。

平成25年度の相談内容の内訳としては、ほとんどが過去の被害についての相談ですが、急性期の相談についても11件ありました。また、(2)年代の内訳ですが、平成25年からは、被害に遭ったときの年齢の集計をしております。多くが10代以下から20代、30代までで被害に遭っており、上段の相談年代と合わせますと、子どものころや若いころの被害について、これまで、どこにも誰にも相談できなかったという被害の潜在化の傾向が明らかです。

私からの報告は以上です。

○事務局（久富地域防犯係長）　続きまして、国における「世界一安全な日本」創造戦略の概要につきましてもご説明申し上げます。

私は、生活地域防犯担当の久富と申します。よろしく願いいたします。

まず、お手元の資料4をごらんください。

この資料は、国、北海道、札幌市における防犯に関する計画、条例等の経過をまとめたものでございます。1990年代以降、全国的に刑法犯の犯罪認知件数が増加の一途をたどりまして、平成14年の刑法犯の認知件数は全国で約285万件と、7年連続で戦後最多を記録しております。そういう治安が深刻な状況であったと。その中で、政府において犯罪対策閣僚会議を設置いたしまして、治安の回復を目指して、犯罪に強い社会の実現のための行動計画を平成15年に策定しております。

その後、平成20年に改定いたしまして、昨年末の12月に2020年の東京オリンピック開催に向けて取り組む治安の向上策をまとめた「世界一安全な日本」創造戦略を閣議決定しているところでございます。

この計画は、平成15年の行動計画の最新版との位置づけになっております。

この戦略の目標につきましては、2020年、オリンピック、パラリンピックの東京大会を控えた今後7年間を視野に、犯罪をさらに減少させ、国民の治安に対する信頼感を醸成するという事で、世界一安全な日本を標榜しているということでございます。

この戦略は、七つの個別戦略で構成されております。この個別戦略とは、世界最高水準の安全なサイバー空間の構築、G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策、カウンターインテリジェンス、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進、社会を脅かす組織犯罪への対処、活力ある社会を支える安全・安心の確保、安心して外国人と共生で

きる社会の実現に向けた不法滞在対策、「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化の七つの戦略となっております。

国の戦略でありますことから、脅威が増すサイバー犯罪やテロへの対策強化が柱となっておりますが、暴力団排除を初めとする組織犯罪への対処や、人材育成、再犯防止策などの推進も盛り込まれております。また、ストーカーやDV、薬物、振り込め詐欺など、身近な犯罪への対応も強化しているという内容になってございます。

この戦略の中で、市町村に関連する部分につきまして抜粋したものが資料5になります。資料5をごらんください。

3の戦略の内容の1でございしますが、世界最高水準の安全なサイバー空間の構築という項目になりますが、コミュニティサイトや出会い系サイトなど、主にインターネットに関連した犯罪被害を防ぐための対策や、インターネット利用環境の整備、情報モラル教育などについて記載しております。

1ページ目の下の3番目、犯罪の繰り返しを食い止める再犯防止対策の推進につきましては、少年非行対策の推進、めくって（4）の保護司に対する支援の充実、保護司会の関係等が記載されておりますが、保護監察官の体制整備を図るという内容でございします。

（6）国民の理解促進のための広報啓発として、再犯防止に対する国民理解の協力の推進と、更生保護女性会やBBSなどの取り組みも支援をしていくという内容になっております。

続きまして、4の社会を脅かす組織犯罪への対処という項目です。具体的には、暴力団対策の推進強化となっております、種々の取り組みが記載されております。市関係で言うと、④の公共事業等からの暴力団排除の徹底、公共事業からの排除の徹底を盛り込んでおります。また、⑥暴力団排除に取り組む市民の安全の確保、⑦暴力団からの離脱促進のための取り組みの強化、そういったものを定めております。

続きまして、3ページの下側になりますが、活力ある社会を支える安全・安心の確保という項目になります。こちらは、子ども、女性、高齢者の安全を守るための施策の推進、特殊詐欺対策の強化、生活経済事犯への対策の強化、公共空間における侵入犯罪等への対策の推進、自動車等、身近な窃盗犯への対策の推進等、市民に非常に身近な防犯対策について幅広く取り上げております。市町村における安全・安心なまちづくりの取り組みとも最も係わる部分ということになろうかなと思います。

（1）の子供・女性・高齢者の安全を守るための施策の推進でございしますが、児童ポルノ対策の推進や、犯罪弱者と呼ばれる子ども・女性・高齢者が犯罪に巻き込まれることのないよう、少年の有害環境対策や声かけ、つきまとい事案の未然防止、ストーカー、DV対策、さらには高齢者を孤立させない地域づくりの促進といったさまざまな施策を推進することとなっております。資料では、（1）の①から5ページの⑩まで、内容が非常に多岐にわたっております。

続きまして、5ページの下側の特殊詐欺対策の強化です。総合的な特殊詐欺対策という

ことで、広報啓発や注意喚起、社会全体で被害を防止する体制の構築などについて記載しております。

続きまして6ページの中段になりますが、生活経済事犯への対策の強化ということで、利殖勧誘事犯、特定商取引事犯、ヤミ金融事犯などの市民生活を脅かす生活経済事犯への対策の強化ということで記載しており、知的財産の保護、悪質商法に対する被害防止などの取り組みについて記載しております。本市では、主に消費者対策の基本計画とのかかわりがより強い項目であると思います。

続きまして、7ページ目の中段になりますが、公共空間における街頭犯罪や住宅における侵入犯罪等への対策の推進です。防犯ボランティア活動の支援や犯罪情報の提供、企業の自主的な犯罪抑止対策の促進、健全で魅力ある繁華街、歓楽街の対策などについて記載しております。

続きまして、8ページ目の後段になりますが、自動車盗等の身近な窃盗事犯への対策の推進ということで、自動車盗難対策、さらには自転車盗難に関する防止対策の推進という項目がございます。札幌市の犯罪情勢におきましても、自転車盗難の件数が最も多いということですので、この部分についても非常に関係のある項目になろうかと考えております。

最後に、犯罪被害者等の保護という項目がございます、犯罪被害者等に対する各種支援の推進について記載しております。

戦略の概要につきましては、内容が多岐にわたりますので、非常に駆け足で恐縮ですが、以上でございます。

札幌市におきましても、国の戦略との整合性を基本計画において図っていくことも必要と考えておりますので、見直しに際しましては、これらの内容も踏まえてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいま、事務局から、次第3の(1)から(4)まで、まとめて説明していただきましたが、これらにつきまして質問がございましたら出していただきたいと思っております。いかがでしょうか。これまでの説明に対して質問がございますでしょうか。

F委員、どうぞ。

○F委員 ご説明、どうもありがとうございました。

資料1の6番です。子どもに係わる事案が横ばい、あるいは微増ぐらいということだったのですけれども、子どもの数自体は減っているのではないかと思います、母数はどれぐらいだったのかということのを伺いたかったです。

もう一つは、防犯具、防犯グッズの活用についての話が資料2-1にありまして、防犯グッズの使用に関しては34%ぐらいだったのですけれども、具体的にはどのような防犯グッズがあるのか、教えていただきたかったです。

以上です。どうもありがとうございました。

○千葉会長 ただいま、F 委員から2点の質問が出されましたけれども、それに対して答えてください。

○事務局（加藤主査） まず、子どもに係る事案調査結果でございますけれども、この調査対象につきましては、札幌市内の小学校204校と中学校の97校ですが、その在校数まではちょっと把握をしてございません。後ほどお調べをして、お伝えしたいと思います。申しわけありません。

二つ目の設問の防犯グッズですが、いわゆる女性や子どもが持たれる防犯ブザーや防犯笛、それ以外にも防犯用のスプレーも防犯グッズに当たります。例えば、自転車等であれば、防犯用のワイヤー錠も防犯グッズに含まれます。それ以外にも、ガラスと接触したときに防犯ブザーがバーっと鳴る衝撃関知センサーや家の前を人が通ったらセンサーライトがつく、これも防犯グッズというふうに挙げられると思います。以上でよろしいでしょうか。

○F 委員 防犯グッズの中にセンサーもあるということだったのですけれども、おうちでつける防犯カメラなども入っているかということのを伺いたかったのです。

○事務局（加藤主査） その人が犯罪から身を守るためのものという考え方で設置していただければ、それは全て防犯グッズに当たると思って差し支えないと思います。

○千葉会長 ほかにご質問はございますでしょうか。

J 委員どうぞ。

○J 委員 資料1の5のところの子ども等の被害状況の推移ということで、少年、女性、高齢者とありますが、この被害は、被害届が出ているのを被害ととっているのか。また、被害の内訳、罪名の内訳がもしわかったら教えていただきたいと思うのです。

○千葉会長 ただいまの質問に対していかがでしょうか。

○事務局（加藤主査） まず、被害件数でございますけれども、警察に被害届の件数があつた件数ということで、それでお間違いありません。

内訳についてですが、昨年度の被害の合計2,771件の内訳でございますけれども、窃盗被害、これが2,247件でほぼ大半が窃盗犯というようなものになります。それ以外に、分母が大きなものとしましては占有離脱物横領の自転車になります。これが191件、続いて多いのが単純暴行、いわゆる殴つたこれが71件、殴つたり蹴つたりしてけがをさせた傷害これが60件というようなものになります。これが被害の大きな内訳になります。また、強制わいせつ、これが72件、公然わいせつが28件、それと物を壊された、器物損壊が33件と、これが被害の内訳の大半になろうかと思ひます。なお、窃盗の内訳でございますけれども、自転車盗、これが1,954件でございます、窃盗2,247件ですので、その大半は自転車が盗まれるというような被害になります。それ以外で多いのは、置き引き、いわゆるゲームセンターなどでバックを置いておいてゲームに夢中なときに持って行かれるなどといった被害が多いと言えらるかと思ひます。

○千葉会長 J 委員、よろしいでしょうか。

ほかに質問はございますでしょうか。

A 委員どうぞ。

○A 委員 A です。

三つ質問をさせていただきます。

一つ目は、資料1の6番目で、念のため確認だったのですが、先ほど小中学校の数を言っていた中には私立は含まれないと考えてよろしいでしょうか。

二つ目の質問は、資料2-1の右側4-1のグラフで、上から2番目の町内会からの情報というところですが、実際の今の札幌市の町内会の加入率はどれぐらいなのか、もし資料がありましたら教えていただきたいと思います。

三つ目は、資料5の1の(3)の出会い系サイトの運営者、あるいはコミュニティサイトの事業者等への働きかけや指導ですけれども、実際の場面でのこの強制力や効果がデータとしてありましたら、教えていただければと思います。

以上です。

○千葉会長 今、A 委員から三つの質問が出されましたけれども、事務局のほうで全部答えられますか。

○事務局（加藤主査） 1番目の調査対象でございますけれども、A 委員のおっしゃるとおり、市立の小中学校で把握できた範囲となりますので、私立は含まれておりません。

2番目の町内会の加入率につきましては、今、資料を準備しておりますので、若干のお時間をいただきたいと思います。

2問目の町内会の加入率でございますけれども、平成26年1月現在では70.5%となっております。これは、札幌市全市の町内会の加入率です。

○千葉会長 三つ目についてはいかがでしょうか。今すぐ答えられるでしょうか。

○事務局（久富地域防犯係長） この内容につきましては、確認をした上で、後日のご報告でもよろしいでしょうか。申しわけありません。

○千葉会長 三つ目については後でということ、それ以外の二つについてはA 委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに質問がありましたらどうぞ。

C 委員、どうぞ。

○C 委員 10番目、安全・安心なまちを実現するために札幌市に期待することとして、4年前に見通しの悪い場所の改善や街路灯の設置など犯罪防止に配慮した環境の整備というふうに記載しております。そして、昨年度は、一部、ふえたのです。一般市民が札幌市に一番要望するところは、いろいろなソフト面ではなくてハード面です。でも、ハード面というのはすごくコストのかかることです。でも、札幌市では、この4年間に、街路灯をふやしたとか、公園の暗いところを明るくしたとか、私は暗くしたところしか知らないのですけれども、電気代が上がっています。

そして、一つお話をしておきたいことがあるのですけれども、私は、厚別区の先日の事

件の近くというか、その横を、昨年まで毎日、犬の散歩で朝、夕と通っておりました。とても緑が多くて環境がよく、子どもがいたり、散歩したりする人にとっては大好きなところで、夜の9時、10時も普通に散歩をしている人がたくさんいたのです。私たちも、本当に犬を連れて9時、10時にいっぱい散歩をしておりました。今も散歩をしている人たちは本当に多いのです。とてもいいところなのです。

でも、本当に暗いのです。というのは、公園がすぐ横でほとんど暗いですし、緑が多い分、暗いです。半分は住宅地に面しているのですけれども、そこは街灯があります。でも、景観が結構よくて、いろいろな賞をとったりしていることを聞いております。それで景観のために街灯がとてもデザイン化されていて、薄暗いのです。余りこうこうと照っていないのです。私たちも、普通に終電に乗って、お父さん、お母さん、お嬢さんたちも塾の帰りに今でも通っております。ですから、こういった要望を真っ先に、コストがかかるのはしょうがないと思いますけれども、これは本当に身近なことです。切実なものとして札幌市に対しては要望したいと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

今、札幌市に対する要望も加えながら質問をする形をとりましたけれども、それに対していかがでしょうか。

○事務局（押見区政課長） 今いただきましたご指摘、ご要望につきましては、まさにこれからこの審議会の皆さん方で議論を積み重ねていく中で、最後の方向性という部分で生かしていただければと考えておりますので、その中で、改めて皆さん方にご議論をいただければと考えております。

○千葉会長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

I委員、どうぞ。

○I委員 Iでございます。

例えばニュース、報道を見ているときに、4年前と大きく変わってきているのは、最近、頻繁に言われる脱法ドラッグです。名前が脱法から変わるということで検討するみたいですが、これについての札幌市の犯罪状況というか、お店が果たしてあるのかないか、それを使っている子どもたちも含めているのかどうか、今までそういう事案があったのかどうか、ちまたに聞くと、薄野でもクラブなどに行ってそういうものを吸って踊りまくるみたいなのも聞いたことがあるのですが、実態はどうなのかと思ひまして、質問させていただきたいと思ひます。

○千葉会長 ただいまの質問に対して、何かわかることがあれば述べてください。

○事務局（久富地域防犯係長） 久富でございます。

脱法ドラッグの関係は、恐らく薬事法との関連ということで保健所が所管になると思ひます。事案等について、今の段階では私どもはそういう情報を把握していませんが、今後、保健所に状況を確認して情報を集めてみたいと考えております。

○千葉会長 I 委員、よろしいでしょうか。

○I 委員 それであれば、保健所とも連携した形で、資料5の「世界一安全な日本」の中にそれらの事項も含めていったほうがいいのではないかという感想を持ちました。

○事務局（久富地域防犯係長） 承知いたしました。検討させていただきます。

○千葉会長 ほかにご質問はございますでしょうか。

よろしければ、次に移りたいと思いますが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉会長 それでは、次第（5）の基本計画見直しの考え方、さらに（6）今後のスケジュールにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局（押見区政課長） 事務局からの事前の説明は、これが最後になろうかと思いません。

お手元の資料6、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等基本計画に係る見直しの考え方についてをごらんいただきたいと思います。

まず、1の基本計画の見直しについてでございます。

その中の（1）の見直し時期です。現基本計画におきまして、その見直しに当たっては、おおむね4年を目安として、中長期的な考察を実施し、その必要性を検討するとの規定がございます。現計画につきましては、平成22年3月に策定したということで、既に4年余りが経過しているところでございます。

次に（2）見直しの方針でございますが、ことし3月の審議会におきまして、現基本計画の内容を基本としつつ、修正すべき点があれば修正、また、新たに加えるべき内容があれば加えるという方針が示されております。

こうしたことから、先ほど、基本計画の見直しについて当審議会に諮問をさせていただいたところでございまして、先ほど冒頭に説明がございましたとおり、昨年12月の政府において「世界一安全な日本」の「日本の創造戦略」が策定されていきましたので、それを踏まえて見直しを進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、2の検討スケジュールでございますけれども、資料7のほうをごらんいただきたいと思います。ことし2月には、本日の配付資料にもございますけれども、地域防犯に関する市民アンケートは既に実施しているところでございます。それから市役所の各部局における関連事業の実施状況の調査についても既に実施をしているということで、現計画を踏まえた個別事業の実施状況については、事務局のほうで把握している状況にございます。

また、資料に記載されてございませんけれども、この審議会の議論と並行する形で、市役所内部でも庁内推進会議というものを立ち上げまして、皆さん方の議論について認識の共有化を図ってまいりたいと考えているところでございます。

そして、当審議会は、本日の7月4日が第1回審議会でございます。先ほど、上田市長から見直しに関する諮問をさせていただいているところでございますが、その後、8月下

旬から9月上旬にかけて第2回審議会を開催し、答申案についての審議をしていただければと思っております。そして、10月の第3回では、答申案の答申書についてのまとめを行いまして、当審議会から札幌市のほうへご答申をいただくというスケジュールで考えてございます。年末から年明けにかけて、パブリックコメントに付しまして、広く市民の皆さんからご意見を頂戴した上で、最終的には年明けの2月に第4回目の審議会を開催して、皆様方に最終案のご審議をいただいて、同じく2月中に計画の見直し案を確定させたいという予定で考えているところでございます。

3番目の主な検討項目につきましては、既にお配りしております資料8のとおりでございますけれども、これは、後ほど改めてご議論いただくということで考えておりますので、よろしく申し上げます。

一旦、事務局の説明からは以上になります。

○千葉会長 ありがとうございます。

ただいま、事務局から、次第(5)と(6)について説明がありましたけれども、その説明に対して何か質問がありましたら出していただければと思います。ございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 ないようでしたら、続いて、(7)の主な検討課題に移らせていただきたいと思えます。

(7)に関する審議の進め方ですけれども、事務局から提出された資料8に基づいて、基本計画の基本目標と基本方針、また、その基本方針については、さらに(1)(2)(3)とありますけれども、それぞれに分けて審議していきたいと思えます。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(押見区政課長) ここからは皆さん方に具体的な審議に入っていただくということで、我々事務局のほうも着座したままで進めさせていただければというふうに思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、お手元の資料8をごらんいただきたいと思えます。こちらの資料8は、今回の見直しで検討すべき課題、検討内容などについて、ことし3月の審議会においていただいたご意見、それから、先ほどもご報告申し上げましたけれども、市民アンケートの結果、こういったものなど審議会での議論の素材となる事柄をまとめたものでございます。

まず、1枚目は、基本目標及び基本計画全般にかかわる課題と見直しの方向性、2枚目は、基本方針1に関する課題と見直しの方向性、3枚目は、基本方針2に関する課題と見直しの方向性、4枚目は、基本方針3に関する課題と見直しの方向性という構成の資料になっております。

それではまず、1枚目の基本目標のページに戻っていただければと思えます。この計画の基本目標は、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現となっております、その成果指標として、犯罪のない安全に安心して暮らせるまちだと思える市民の割合を掲げております。基本目標に係る成果指標につきましては、平成21年度の調査時に51.4%で



あったところ、平成25年度には60%以上を目標数値としていたところでございます。これに対する審議会でのご意見、市民アンケート等から見える課題につきましては、下記の1から3に挙げているとおりでございますが、まず1点目は、成果指標として設定した犯罪のない安全に安心して暮らせるまちだと思ふ市民の割合について、目標を平成25年度に60%以上としていたところですが、先ほども申し上げましたとおり、平成25年度のアンケート結果では52.6%に微増だったということでございます。

2点目は、前回の審議会において、基本計画は、見直しというよりも、現計画体系を継続して今後さらにつなげていくのが今の段階であるという意見がございました。

3点目は、審議会において具体的な施策が必要であるというご意見がございました。

また、基本計画の見直しに係る札幌市の課題としまして、基本計画は施策を網羅的に搭載しておりますが、列挙にとどまっており、各施策のインパクトが弱い印象を与える構成となっていること、それから、現基本計画では計画期間が明示されておらず、見直しについてもおおむね4年を目安とした不明確な定め方をしているというものがあります。

これらの課題に対する検討内容と見直しの方向性につきましては、一番下のところになりますけれども、下記のとおり考えているということでございます。

まず、課題1の成果指標のあり方に関しましては、現在の成果指標は、本市の取り組みとは無関係に市民アンケートの実施時期に発生する事件等に大きく影響されます。先ほどのアンケートは、ことし2月のアンケートでございますけれども、振り返りますと、当時、白石区の小学校の女の子が誘拐監禁されたという事件がまさにあった事件の真ただ中であつたということです。そうした意見、事件に大きく影響されるなど、外在的な要因に左右されやすい指標であると考えられます。したがって、不確定要素が少なく、札幌市の取り組み結果が市民意識にできる限り客観的に反映できる指標にできないかと考えているところでございます。

課題2に関しまして、基本計画の枠組みとして、現計画の体系を維持しつつ、基本計画及び具体的施策の加除修正を進めるという形で進めていただければと考えております。

課題3、4に関しましては、具体的な施策について、昨今の犯罪情勢を踏まえ、重点的に取り組むべき課題に対し、重点施策を設定し、施策事業にメリハリをつけ、取り組みを進めていくということを想定しております。

課題5に関しましては、計画期間に関しては基本計画に示された施策は一定の期間で区切りことにより、施策の進捗状況を含め、犯罪情勢等の変化を踏まえた適切な見直しを担保する必要があり、見直し後の計画期間を明示するのが適切と考えているところでございます。

1ページ目の説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいま、事務局から説明がありました基本目標に係る検討課題につきまして、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

○F 委員 この場所かどうか分からないのですけれども、ここに挙げられている見直しの方向性の四つ、五つは本当にそのとおりだと思います。

住民、市民の意識は、どんな事件があるか、どんな報道がなされるかにすごく依存する部分があるので、もちろん市民の感覚も重要ですが、それとともに、先ほどC委員がおっしゃったようなハード面でどこにどういう設備を設けていくかという指標を設けることが一つあると思います。また、めり張りということが書いてありますけれども、犯罪という私たちはどうしてもストレンジャーからどこか知らないところで殴られるとか、お金を取られるとか、そういうことを思ってしまうがちですが、資料などを見させていただきますと、多くの犯罪が関係性の中で行われているということがあるかと思えます。それは、知人同士のトラブルということもあるかもしれませんが、お家の中での虐待事案なども、今回の資料には入っていませんけれども、家庭の中で保護する人が保護される対象に何らかの危害を与えるということで、これも犯罪に入ってくると思います。また、学校場面でのいじめのようなことも関係性の中でなかなか見えにくいし、犯罪という扱いに余りならないことも多いと思うのですけれども、そういうものもあると思います。

ですので、関係性のない、本当に私たちがぱっとイメージしがちなストレンジャーによる外でのいろいろな犯罪と、関係性のある中でいろいろな暴力や危害を分けて、それぞれに対して何らかの有効な方法をとっていくということがあるのではないかと思います。

ここで言うことなのかどうか分からないのですが、方向性ということですので。

○千葉会長 ありがとうございます。

今、F委員から意見が出されたわけですが、今のような意見も含めまして、この目標に関していろいろと持っている意見を出していただきたいと思います。

なお、これは最初に言うべきだったと思うのですが、ここで話す時間は限られておりますので、その中で、できるだけ全員の意見を聞いておきたいと思っておりますので、そういうことを意識しながら、なるべく手短かに話をさせていただければありがたいと思います。

D委員、どうぞ。

○D委員 成果指標のところですが、目標を達しなかったという理由のところ、マスコミ等で報じられる事件が大きく影響して取り組みが効果として出ていないということですが、そうなのでしょうか。それとも、取り組みが安心につながっていないところもあると思うのです。せっかくいいことをやっているけれども、それが安心感につながっていないというのはどういうことなのかというところですね。私は、前回の審議会でもそれに関して意見を言いましたが、やはり一人一人の中に安心が持てるように、情報提供、整備、対策が必要なのだなと思います。ですから、どのように客観的に反映できる指標に変えるのかというところが疑問でした。これは質問です。

○千葉会長 今の質問に対して、事務局で話せることがありましたらどうぞ。

○事務局（押見区政課長） 先ほど、犯罪の刑法犯の認知件数について資料1でご説明させていただきました。平成13年度に比べると、もう50%以上、刑法犯の認知件数は減

っているということでもあります。しかしながら、今のご指摘にもございましたけれども、実際に市民の皆さんにアンケートをしてみると、やはり安心できないのだというのが数値としては余りあらわれていないということなのですが、実際にどうなのか。単純に犯罪の認知件数が減っているというPRをすると、むしろ、無用心にになってしまうのではないかと気がするのです。そういう意味では、犯罪の認識率が減っているということをもし前面に出したとするならば、これだけ犯罪が減っているから札幌は結構安全なまちなのだよねと思われてしまうと、マイナス効果だと思います。むしろ、そういうことよりは、もっと地域が一丸となっていていろいろ取り組んでいるということをも市民の皆さんにより多く知ってもらうということが本当の意味での安全・安心につながるのではないかと事務局では考えております。

成果指標というのは、概念がなかなか難しいものですから、事務局のほうで考えられる成果指標を、他の政令市なども参考にしつつ、今、資料をお配りさせていただきたいと思っております。

今すぐ、あるべき成果指標はこうだという結論を出す必要はございませんので、とりあえず、他の政令市ではこんな成果指標も用いていますよという情報提供をさせていただきたいと思っておりますので、ごらんいただければと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

先に意見を言っておきたいという方がいらっしゃるかと思いますので、どうぞ。

○H 委員 今、市の方からお話があったことについては、私も賛成です。事件件数が少なくなっているということ、一般の市民、国民はほとんど知らないのではないかと感じております。事件が起きると、一般市民の感覚からすると、非常に危険ではないかという感覚にどうしてもなってしまうので、今のお話にありましたように、札幌市が安全で安心なまちづくりのためにどういう施策をしているのかということ、もっと市民に広くPRする、あるいは、いろいろな形で伝達することが必要ではないかと思っております。

また、4年間を通して云々ではなくて、これは2年程度で再度チェックをしながら進めなければ、4年たって目標が達成したとかしないということではなく、もっときめ細かく目標達成に対する検討会を開いていったほうがより効果的ではないかと思っております。

もう一つは、防犯カメラの設置についてです。今、世界中が防犯カメラでいろいろとチェックしているわけですが、どうも、札幌市につきましては、個人情報保護などといって、設置をしたいという申請をしてもおりないという声が、最近、随分出てきています。

その辺も踏まえて、国民、市民が、常に見張られているという感覚を持たないで、防犯カメラがあるのが当然であり、犯罪を犯さないという意識づけをしていただければと思っております。できれば、防犯カメラ設置の件についても話をお聞きしたいと思っております。

○千葉会長 ありがとうございます。

先ほど、B委員が手を挙げようとしていましたね。どうぞ。

○B委員 私からは、先ほど成果指標のあり方ということで、H委員とほとんど同じような意見になるのですけれども、4年後の見直しで一気にやっちゃって、最終的に先ほどお話があったとおり社会情勢などの影響という部分であれば、きめ細かく、毎年1回とか2年ごとに1回とか、中間的な指標を見て、最終的に平均してこれぐらいを達成水準にすると。また、2番、3番については、先ほどの基本計画の枠組みと施策についてという部分では、先ほどいただいた見直し案のように、ただ単に60%という目標というより、もっときめ細かな施策の目標というものも横断的に入れていただいたほうがいいと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。先ほど、A委員が手を挙げていましたね。どうぞ。

○A委員 Aです。

成果指標のあり方のところでマスコミが報じられる事件が大きく影響するというのはそのとおりだと思うのですが、マスコミに関しては、資料2-1の左下にある1-2のところ、やはりニュース等でこういう情報を得ているというデータが非常に多いのと、同じページの右下の4-1のところも、テレビ、ラジオ、新聞といったところからの情報というのは非常にウエートが高いというところを見ると、悪くも伝わり、不安にさせる要素でもあります。逆に、これをうまく使うと、安心感をもたらすような一つの媒体になるのではないかと考えています。

前回か前々回のときにも意見をちょっと申し上げましたけれども、札幌市と警察関係機関とマスコミの3者の協働によって、解決事案の報道を強化するような取り組みはできないかということ一度検討していただきたいと思っております。

○千葉会長 ありがとうございます。

ほかの委員はいかがでしょうか。

J委員、どうぞ。

○J委員 先ほどF委員がおっしゃられたストレンジャーと関係性のある人ということですけれども、私も全く同じ意見で、DVのことをやっておりますと、刑法犯にはならないにしても、実際に家庭の中では暴行傷害事件が起こっております。また、性犯罪もそうです。

資料3の3の(3)を見ますと、加害者との関係性のところで、無面識が19に対して、今ざっと計算してみたら、90%が知人とか家族が加害者となっています。この辺は、被害届をなかなか出せないのだけれども、実は犯罪なのだということで、それを防止するというのが札幌市内での安心・安全感を高めると思いますので、その辺の検討もぜひしたいと思っております。よろしく申し上げます。

○千葉会長 ありがとうございます。

今話を聞いていて、D委員、ぜひ話したいと思えましたね。

○D委員 今のことは、私も同じことを思っています。国の戦略も、子ども、女性を含めてもさまざまな人からの暴力ということが入っていました。虐待、いじめ、DV、不審者

だけではないということですから、そこも踏まえて、今のSACRACHの統計も踏まえて、本当に子どもの視点から見取る取り組みということになると、これまでやってきた札幌市の地域の安全や連携、ハードはとてもよくやってきたのですが、自分を守る防犯グッズを配るといこともよくやってきたのですけれども、全てに使える方法を子どもたちに届けたいと思うのです。

私がやっているCAPというプログラムはその一つなので、子どもにじかに届けられて、すぐに使えて、自分を守る、全ての犯罪被害に使えるものというところを、ぜひ新しい施策として、事業としてというふうに希望します。

○千葉会長 どうもありがとうございます。

E 委員、どうぞ。

○E 委員 出席して何もしゃべらないで帰るのは申しわけないと思うので、若干、話をさせていただきます。

計画の中では、見直しというよりも、現計画の体系を継続してということが書いてあります。それから、見直しについては、おおむね4年を目安にしてと書いてありますが、これはそのとおりでと思うのです。犯罪情勢はそんなに変化するものではないかと思います。若干の変動はあるかもしれませんが、大体がそうだと思っております。

以前、犯罪者は音と光に弱いという考え方があって、これが防犯活動の基本になっているという話を聞いたことがあります。最近はいろいろな犯罪が出ていますけれども、この考え方はある程度は合っていると思うのです。つまり、暗い夜道は一人で歩かない、やむを得なく歩くときは懐中電灯を持って歩く、そして、暗い場所には街灯をつけるという考え方です。これは光を利用しようという考え方です。それから、音の関係は、必要な場所には非常ベルなりをつけるということです。それから、防犯ベルを携帯するということです。そして、危険を感じたら声を出して助けを求める、知らせるということなのです。結局はそういうことで、防犯対策も打ち消して新しくする対策は余り考えられないのではないかと思います。結局、以前にあった防犯対策からできたものですから、それを否定していくということはないと思います。継承して十分だと思っております。

○千葉会長 ありがとうございます。

今までやってきたことがすごく大事だということですね。

I 委員、どうぞ。

○I 委員 この指針については、僕は、数字的にはそうそうずれないと思うのです。僕も、いろいろなパトロール隊とか企業を含んだプロジェクトなどをやっていますけれども、例えば企業側の人たちは、事、防犯ということに対しては何をやったらいいのかというか、まだ意識が全然向いていない会社がほとんどです。

例えば、北海道でアンケート調査をやったことがあります。そのときも、たしかこのぐらいの数字だったと思うのですけれども、北海道全域で部落が密集しているとか、町内会のつき合いが非常に濃い土地柄の人も含めて北海道全域でのアンケート調査をしたときも

これぐらいの数字だったと思うのです。その中での北海道、札幌の数字というのは非常に高い水準であるのではないかと考えております。

この間、ネットで、全国の犯罪発生率のランキングを見かけました。ちょっと古い資料ではあったのですがけれども、人口を犯罪発生件数で割ったものですがけれども、それでいくと札幌市は全国の中で93位です。非常に低い順位です。

そういうことから、札幌というのは、この時点でもそんなに危機的な状況ではない感じもするのですがけれども、さらに皆さんに安全・安心を与えるためにはどうしたらいいかという意識づけの問題だと思います。

○千葉会長 ありがとうございます。

多くの委員の方に話をしてもらったのですがけれども、どうしても話しておきたいことがあるのですね。

○C委員 北海道SACRACHに関しては、男児は統計に入っていないのですね。こちらの札幌市の子どもに係わる事案については男児が入っているというのは、今、児童ポルノでは男児も女児も関係なく数多く問題になっているので、世界的にもそういうことは関係ないのです。女性が多いとかではなくてですね。SACRACHだったら、女性の割合はきっちりわかるのに、男児だとないというのは不備があると思います。

もう一つは、先ほど成果指標として概要の1ですがけれども、認知件数がどんと減ってきて、本当に札幌は安全だという形ですがけれども、先ほど説明がございましたように、下の3番にあるように、重篤な犯罪が相当ふえております。例えば、自転車盗がどんと減った、車上狙いが大きく減ったという影響が多く出ていることによるもので、暴行とか傷害という重い犯罪がかなりふえてきているのであれば、こういうグラフと一緒に、どんと減ったものとどんとふえるものもあるはずですね。それをきちんと並列して図示してほしいと思います。

○千葉会長 事務局は、今の意見は十分に胸に染みたのではないかと思います。

それでは、ほとんど意見を出していただいたと思うのですが、役目柄、意見を控えたほうがいいのかと思っていらっしゃるG委員、どうぞ。

○G委員 ただいまのご意見にもちょっと近いかもしれませんが、成果指標の関係につきましては、非常に難しい問題があつて、ここに記載されているとおり、50%も減っているのにどうしてこういう不安があるのか。それは、今まさにおっしゃったマスコミで大きく取り上げられる凶悪事件等が、いわゆる住民の皆さんの情緒的な部分に極めて大きな影響を与える結果ではないかと思います。これを、別な方法で、どういう方法で指標を定めていくかということも非常に難しい気がいたします。

私が考えるに、いろいろな凶悪事件があります。この間も白石の事件がありました。犯人が捕まって、有罪が確定するまでに相当の期間を有する場合がありますし、捜査上の秘密ということもあるのかもしれませんが。ただ、先ほどちょっとお話があつたように、この場所は、普段、市民の皆さんが利用する場所です。しかし、夜は暗くて人通りも少なく

なります。こういった場所には何をしなければならぬか、何が求められるのかという部分にきちんと対応して、恐らく北海道では年間にそんなに多数の凶悪事件はないと思います。ここのケースについてはこういう改善を図りましたということは、マスコミでも、市の広報誌でも一度も見たことがありません。普通はそうですね。何かまずいことがあったら、それに対する改善策なり対応策なりをこうやりましたよというものがあるべきという気がするのですが、それらが感じられないのがちょっと気になったところです。

○千葉会長 ありがとうございます。

いろいろ話を聞いていますと、ある意味、広報の必要性がすごく大事なのではないかと思いました。

時間が迫ってきていますので、基本目標につきましては、一旦、ここで話を終えまして、次の基本方針に入っていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それではまず、基本方針1につきまして課題あるいは検討内容についての説明を事務局からお願いしたいと思います。

○事務局(押見区政課長) あと30分で3枚分進まなければなりませんので、説明もスピードアップさせていただきたいと思います。

基本方針のうち、みずからの安全を確保するため、市民一人一人の防犯に対する関心を高める、これに関する課題と見直しの方向性についてでございます。

基本方針1においては、基本施策として、防犯意識を高める広報啓発、防犯力を高める広報啓発、子ども等の防犯力の育成、この3施策を定めているところです。

基本方針1に関する審議会での意見や市民アンケート等から見えてくる課題につきましては、下記の三つが挙げられます。

まず1点目は、審議会におきまして、地域性、年代、職場、学校などいろいろな対象にきめ細やかに対応して情報提供をしていくことが必要であろうというご意見がございました。

2点目として、審議会において、子どもの安全に関し、民間でも活用できる予防教育プログラムの活用を盛り込みたいというご意見がございました。

3点目として、審議会において、再犯防止にも力を入れてほしい、子どもたちへの教育が防犯力の力になるといったご意見もいただいております。

4点目として、市民アンケートになりますけれども、地域や身の回りで起きている犯罪の認知経路として、札幌市からの情報入手の割合が前回と比較して減少している、そういったことが結果として出ているということです。

5点目として、市民アンケートにおいて、地域や身の回りで起きている犯罪に対する情報量について、市民の5割近くが情報が不足していると認識しているという結果がございます。

6点目として、市民アンケートにおいて、地域の防犯活動についての認知度が前回と比

較して減少しているという結果が出ております。

7 点目として、市民アンケートにおいて、地域防犯活動に参加している市民の割合が前回と比較して減少しているという数値になっております。

8 点目として、市民アンケートにおいて、札幌市に期待することとして、子どもや高齢者など配慮を要する人の安全対策が 60% を占め、2 番目に多いという結果になっているということでございます。

それから、犯罪情勢から見える課題としましては、下記の 3 点が挙げられます。少年（20 歳未満）の犯罪被害は減少傾向にあります。子ども、小・中学生が被害に遭う事案、声かけ、つきまとい、露出といったものは横ばいです。女性の犯罪被害は減少傾向にあります。女性が被害に遭いやすい強制わいせつ、公然わいせつが増加傾向にあり、また、ひったくりについても被害の大半が女性被害となっている。高齢者の被害はほぼ横ばいであり、高齢者が被害に遭いやすい振り込め詐欺についても横ばいとなっているものの、多額の被害が出ているということで、これらの課題に対する検討内容の見直しの方向性としては以下のとおりでございます。

課題の 1、4、5、6、7 に関しましては、市のホームページによる情報発信はもとより、防犯や交通安全に関するパネル展や街頭での各種啓発活動、市民に対する防犯意識の醸成に有効な出前講座、防犯講座、北海道警察のほくとくん防犯メールの利用促進などを行っているところではございますけれども、より一層、広報啓発、情報発信を強化していく必要があることをいま一度認識し、これらの取り組みを強化する方向で計画に反映させていただく必要があるのではないかと考えているところでございます。

課題 2、3 に関しましては、子ども等の防犯力育成の取り組みとして、新入学児童に対する防犯ブザーの配布、防犯教室の実施などを行っているところでございますが、いただいたご意見を踏まえ、子ども等の防犯力の育成について、新たな施策が可能か検討してまいりたいということも考えられると思っております。

課題 8、9、10、11 に関しましては、犯罪弱者ごとの対策を細分化する必要があることから、基本施策において、子ども等と一施策として十把一からげにしているところではございますけれども、これを子ども・女性・高齢者という形の施策として個別に設定する。そんなことで施策 4、5 として位置づけて、犯罪被害に遭いやすい市民への施策を推進したいと考えているところでございます。

一旦、説明を終わります。

○千葉会長 ただいま、基本方針 1 について説明をいただきました。

基本方針 1 に係る検討課題について、皆さん方から意見があれば出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○F 委員 全部言っていただいて、それからのほうがいいと思います。

○千葉会長 今、F 委員から、一括して基本方針の三つについて説明していただいた上で、残っている時間で話し合いをしたらどうかという意見を出してもらったのですが、それで



よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それでは、そのようにお願いいたします。

○事務局(押見区政課長) 基本方針の2と基本方針3を一括してご説明させていただいた後に議論ということで進めさせていただきたいと思います。

基本方針2、みんなの暮らしをまもるため、お互いに協力し支えあうまちをつくるに関する課題と見直しの方向性についてご説明いたします。

基本方針2においては、基本施策として、地域における防犯活動の促進、協働による連携体制の充実、地域と一体で子ども等を見守る、犯罪被害者等への支援、この四つの施策を定めております。基本方針2に掲げる審議会での意見、市民アンケート等から見える課題につきましては、下記の1から7が挙げられるところでございまして、1点目として、審議会として、地域性、年代、職場、学校などいろいろな対象にきめ細やかに対応して情報提供をしていくことが必要であるのご意見がございました。このご意見は、先ほどの基本方針1の課題としても共通でございますけれども、基本方針2にもかかわりますので、こちらに記載させていただいております。

2点目として、審議会において、協働が今後の課題であるのご意見もいただいております。

3点目として、審議会において、情報がないと対応できない犯罪が出てきている、犯罪予防のための情報を市民から吸い上げる方策が必要であるというご意見もございました。

4点目として、審議会において、地域のために貢献活動を行う事業者に何らかの恩恵、札幌市から加点をしてあげることが今後必要であるというご意見がございました。

5点目として、市民アンケートにおいて、町内会、近隣住民からの情報が大幅に減少しており、また、地域防犯団体からの情報の比率が低いということが見てとれるということでございます。

6点目として、市民アンケートにおいて、地域の防犯活動についての認知度が前回と比較して減少しているという結果になっておりました。

7点目として、市民アンケートにおいて、地域防犯活動に参加している市民の割合が前回と比較して減少しているという数値になってございました。

また、基本方針2には、具体的施策に活動の検証が記載されておりますが、現時点においては未実施となっているところでございます。

これらの課題に対する検討内容と見直しの方向につきましては、次のとおりでございます。課題1に関しては、基本方針1と同様に、基本施策において、子ども等と一施策としているが、女性、高齢者の施策として個別に設定することとし、犯罪被害に遭いやすい市民への施策を推進することが必要ということが考えられるかと思っております。

課題2、3、5に関しましては、協働による連携体制の充実として、北海道、道警、教育委員会等と連携して推進する「安全・安全どさんこ運動」の普及啓発を進めているとこ

ろでございますが、町内会、地域防犯団体等の関係団体との連携強化、情報提供等の具体的な取り組みを促進する方向で検討していければと考えているところです。

課題4に関しましては、事業者の活動促進事業として、地域安全サポーターズ制度を平成23年10月に開始しておりますけれども、犯罪分野での社会貢献活動を行っている事業者に対する支援のあり方についても考慮し、これらの取り組みを深めていくためにも、基本施策1における具体的施策、事業者の社会貢献活動の促進を重点施策に設定できればというところでございます。

課題6に関しましては、犯罪活動の促進として、各区において地域で防犯活動を行っている団体に対し、物的支援などの地域防犯活動支援を行っておりますが、地域防犯活動に関する顕彰制度は、既に国、道、道警等で制度が整備されており、あえて札幌市で制度を新設することの意義が見出せるのだろうか、継続的に取り組んでいる地域防犯活動に対する励みにつながる懸賞制度となり得るのかなどの観点から検討いただきまして、既存の顕彰制度と異なる制度として新設が可能か改めてご検討いただいた上でどうするかを考えていただければと思っております。

続きまして、基本方針3、犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高めるに関する課題と見直しの方向性についてでございます。

基本方針3につきましては、基本施策として、犯罪の防止に配慮した公共施設等の整備、市民みずからが行う環境整備の促進、子ども等の安全に配慮した環境整備、歓楽街等を対象とした環境改善の四つの施策を定めてございます。

基本方針3に掲げる審議会でのご意見、市民アンケート等から見えてくる課題につきましては、以下の4点でございます。

1点目として、審議会において、防犯カメラの設置促進の観点からの施策があってもよいというご意見もございました。

2点目として、市民アンケートにおいては、ひったくり、すりへの不安が前回と比較して増加しているという数値になっております。

3点目として、市民アンケートにおいて、不安な場所として路上が最多であり、かつ、不安な場所として、駐輪場が前回と比較して増加している結果になっていたということでございます。

4点目として、市民アンケートにおいて、札幌市へ期待することとして、環境整備が圧倒的比率を占めており、かつ、前回と比較して増加しているという結果になっているということでございます。

また、基本計画策定後にできました新たに考えるべき課題としまして、札幌市におきましても、暴力団の排除の条例が制定されたということで、暴力団排除の取り組みが強化されていること、それから、近年、管理されていない空き家です。最近、新聞等でもよく出てまいりますけれども、管理されていない空き家の増加が防犯または生活環境の保全上、多くの問題が生じているということがございます。これらの課題に対する検討内容と見直

しの方角につきましては、下記のとおりということで、課題1に関しては、防犯カメラの適正な設置について、防犯カメラを取り巻く状況や市民の意識なども踏まえ、慎重に検討するというところもあるかなというところでは。

課題2、3、4に関しては、施設駐輪場の安全対策として、駐輪場の外側にネットフェンスを設置して、周囲からの見通しを確保しているところがございます。また、街路灯の整備に関しましては、全市で12万9,839の街路灯を設置しているほかに、夜間通行の安全確保のために、私設街路灯ですね、これは大体は町内会で設置をいただいている街路灯になろうかと思っておりますけれども、こういったものの設置及び維持管理を行う町内会に対しまして、電気料金や設置費、維持管理費の助成を行っているところがございますが、犯罪の起きにくい環境整備をこれまで以上に進めることが可能かどうか、先ほどC委員のからもご指摘がございましたけれども、そういったことが可能かどうかについて、ぜひ検討していただければというふうを考えているところがございます。

課題5に関しては、暴力団排除の取り組みについて、平成25年4月に条例を制定したことから、計画におきましても暴力団の排除を基本施策の中に位置づけることが事務局としては適当なのかと考えているところがございます。基本施策5として暴力団排除の取り組みを追加するかどうか、これについてもご議論をいただきたいと考えております。

課題6の空き家対策についてですが、空き家につきましては、犯罪企図者、不審者等が侵入する可能性があり、犯罪発生の可能性が高い場所と考えられますことから、防犯の観点からも対策が必要と考えてございまして、具体の施策を追加すべきではないかということをご検討いただければと思います。

以上でございます。

○千葉会長 説明をどうもありがとうございました。

それでは、今、事務局から基本方針1、2、3について、検討課題を整理したものを示していただきました。ただいまの説明をもとにしながら、これに関する議論を残り時間でしていきたいと思っております。

それでは、基本方針に関して意見を出してください。

○F委員 出してくださったものをざっと見ますと、基本方針1については、広報を充実するということがありました。2については、いろいろな細かい活動もあるわけですが、顕彰していくということが述べられました。3については、それこそハード面で、カメラや街灯などが含まれていると思われました。

本当に意見ですけれども、ストレンジャーによる被害ということを考えますと、この3番目がすごく重要だと思うのです。防犯カメラも公共の場をきちんと維持するという観点から言えば、できるだけつけていくということがあるのではないかと思います。全部に網羅的につける必要はなくて、例えば、道でも、必ず人が通る場所とか、必ず人が通過する、あるいは集合する場所が、科学的にというのも変ですけれども、検討できるはずだと思いますので、効率よく設置していくという方法があると思われました。それが、関係性がない

犯罪に関するものであれば、関係性があるほうに関してはここまでに入っていないように思うのですけれども、関係性がないほうであればすぐ警察というふうに行くのですが、そうでないものについては、例えば学校で打ち明けるとか、学校でも、保健の先生に打ち明けるとか、あるいは、今、NPOの先生方がいらっしゃっていますけれども、そういうところの窓口で電話をするということになると思うのです。ただ、それ全部が効率的にうまくつながっていないような感じがします。

例を挙げれば、学校でも、あと、このSACRACHも見て思ったのですけれども、警察への通告がありません。それは、もちろん当事者の希望でそうされないということが大きいと思うのですけれども、少なくとも学校や病院は通告義務というのをつけるような何かことを考えると、あるいは、そこを見えやすくして誰もが、ここに来れば、こうなつてつながって、こういう対応が受けられるという流れ図みたいなものがつくられて、誰もがみんな知っているというふうな、そんなふうになるといいのかな、それはこの三つには余り入っていないような感じがしましたので、提案させていただきました。

○千葉会長 今、新たな提案を出していただいたというふうに思っていたかと思いますが、

ほかにございますか。

○D 委員 重複するかもしれませんが、子どもの防犯力の育成で、子どもの安全に係る教育啓発のあり方のところですか。予防教育の必要性がとてもあると思いますので、ぜひ、この施策が可能かどうか検討して、ぜひ進めていただきたいと思います。ぜひ、これをちゃんとした事業にして、しかも、スキルを持っているNPOがたくさんあるので、そういうNPOの活用も含めて、しっかりとした事業にしていきたいと思います。

○千葉会長 対応する体制という点でいうと、NPOも結構大事な役割を果たすのではないかといいことですね。

ほかにございますか。

○H 委員 ちょっと重複するのですが、大変いいのでぜひ行っていただきたいというものが

あります。先ほどもお話をしましたけれども、防犯カメラの設置については、今、市のほうも、F委員からもお話がありましたが、地域住民の方がぜひここに設置してくれという要望のあるところについては、市の方が検討して設置をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それから、暴力団排除の取り組みについては、できれば追加して、この項目はぜひ入れていただきたいとも思っております。

また、事業者の社会貢献活動の推進について書かれておりますけれども、これにつきましては、長い間、保護司会から札幌市に対して、事業者の社会貢献活動について見直してほしいという要望をしてきております。これは、札幌雇用主会連合会というものがあつて、この事業者の方々に対する社会貢献をお願いしたいということで進んできました。

ただ、審議会から、平成27年に事業者の見直し制度が行われるということで、それまでには何とかやりたいというお話を得ております。北海道庁のほうにも要望していたのですが、つい最近、同じく平成27年までには道もそれを採用するというお話がありましたので、大変喜んでおります。

それから、ちょっと話は変わるのですが、国の施策の中に、保護司に対する支援の充実というものがあまして、犯罪防止対策に対する国民の理解というものがあますけれども、私は保護司の立場で出ておりますけれども、この中に、更生保護サポートセンターというものがあます。保護司の拠点としてサポートセンターを全国880の保護司連合会に設置するという国の方針があまして、現在、130ほどできております。ことし、100ができれば、大体、4分の1設置されるわけですけれども、札幌市におきましては、10区のうち7区にサポートセンターができております。その中で、札幌市の施設に入っているのが5カ所ですね。5カ所が札幌市の施設の中に入っておりまして、北区と豊平区と白石区ではまだ設置されておられませんけれども、この中の北区と豊平区については何とか目鼻がつくかなと思っておりまして、これにつきましては犯罪予防、それから、更生保護のことについて、市民の皆さん方に貢献をしたいと思っておりますので、ご支援のほどをお願いしたいと思います。

また、就労支援につきましては、NPO法人の就労支援機構というものがあまして、ここで、職安とタイアップしまして、対象者に対して就労の援助をしております。

○千葉会長 よろしいですか。まだいろいろお話をしたいことはあるのではないかと思うのですけれども、ほかの方あと2、3人ぐらいにちょっとした話をさせていただきたいと思えます。

それでは、J委員、どうぞ。

○J委員 札幌市で暴力団排除の条例ができたわけなのですけれども、市民が暴力に対して毅然とするというのはすごく大事だと思うのです。それはどういうところに言えるかという、例えば、DV被害者が加害者から逃げて就職をしたのだけれども、加害者が押しかけてきて、それが怖いから解雇されちゃったという案件がすごく多いです。

そういったことを考えると市民一人一人が暴力に対して毅然として立ち向かうぞということですね。被害者を排除するのではなくて加害者に対して毅然とするのだということで、暴力に対する事業主、学校、病院、いろいろなところの暴力に対して、加害者が来たらどういう行動をとればいいのかというマニュアルですね。例えば学校にDV被害者の子どもを保護して、その保護命令が出ているにもかかわらずお父さんが押しかけて来ちゃったときにその暴力に対してどういうふうな心構えをしたらいいのかみたいな市民のその暴力に対する毅然とした考え方を広く広報するということですね。誰かに頼るということではなく、市民が暴力から身を守るというのも含めて、そういう広報もしてほしいと思えます。

○千葉会長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○千葉会長 それでは、時間が迫ってきているのですけれども、次回の審議会では、本日、委員の皆さんからいただいた意見を反映させた形での基本計画の見直し素案を事務局に示していただいた上で、答申案の検討を行いたいと思います。もちろん、きょう意見を言い足りなかった方がいらっしゃると思いますので、そういうものは、たたき台を議論する中でどんどん出していただいて、さらに、たたき台を修正していく形をとっていきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、基本計画の見直し素案の作成を事務局にお願いいたしたいと思います。その提案につきまして、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局（押見区政課長） 今、会長のほうで意見をまとめていただきましたので、次回の審議会の際に見直し素案についてご審議いただけるような形で、次回、資料を提供させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○千葉会長 それでは、私の進行役としての役目は終わりましたので、ここからの司会は事務局にお願いしたいと思います。

○事務局（浅野地域振興部長） 千葉会長、どうもありがとうございました。

委員の皆さん、長時間にわたる審議、大変お疲れさまでした。

今回は、会長から指示がありました、たたき台をつくりますので、きょうは意見を言い切れなかったところがございますら、また重ねて議論をいただければと思っております。

## 5. その他

○事務局（浅野地域振興部長） 次に、事務局から、次回の開催日につきまして、日程調整をさせていただきたいと思っております。

○事務局（押見区政課長） 本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。

それでは、第2回審議会の日程調整をさせていただきたいと思っておりますが、現在、事務局で考えております開催候補日は、9月5日もしくは9月8日を考えておりますけれども、皆様のご都合はいかがでしょうか。

### 〔次回審議会の日程調整〕

○事務局（押見区政課長） それでは、次回の日程につきましては、改めて調整させていただきたいと思っております。

## 6. 閉 会

○事務局（浅野地域振興部長） これで、第1回の審議会を終了させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

以 上